

労働移動支援助成金（再就職支援コース）のご案内

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

※労推法（※1）第6条2項の規定により、事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務になります。※1、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

助成金の内容

本コースは、「再就職援助計画」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、

- 再就職支援の職業紹介事業者への委託【再就職支援】
- 求職活動のための休暇付与【休暇付与支援】
- 再就職に資する職業訓練の委託【職業訓練実施支援】

のいずれかを実施した場合に、委託費用等の一部を助成するものです。

再就職援助計画についてはこちら↓



助成額（対象労働者1人あたり）

（1）再就職支援

※再就職支援の支給額は次の①～③の合計額です。なお、合計額については、委託総額または60万円のいずれか低い方を上限額とします。

①再就職支援（通常）

中小企業事業主	中小企業事業主以外
（委託総額-②訓練にかかる委託費用-③グループワーク加算額）× 1/2（45歳以上の場合2/3）の額	（委託総額-②訓練実施にかかる委託費用-③グループワーク加算額）× 1/4（45歳以上の場合1/3）の額

①再就職支援（特例区分）

中小企業事業主	中小企業事業主以外
（委託総額-②訓練にかかる委託費用-③グループワーク加算額）× 2/3（45歳以上の場合4/5）の額	（委託総額-②訓練実施にかかる委託費用-③グループワーク加算額）× 1/3（45歳以上の場合2/5）の額

②訓練加算

中小企業事業主	中小企業事業主以外
実施にかかる委託費用 × 2/3の額（上限30万円）	

③グループワーク加算

中小企業事業主	中小企業事業主以外
3回以上実施で1万円	

（2）休暇付与支援

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
休暇付与支援	休暇付与1日あたり8,000円 （上限180日分）	休暇付与1日あたり5,000円 （上限180日分）
再就職加算（※）	1人につき10万円 ※支給対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、支給対象者の再就職を実現させた場合、対象者1人につき10万円を上乗せします。	

※なお、労働日に支払われる賃金の額が8,000円または5,000円に満たない場合は、当該額が休暇付与1日あたりの支給額になります。

（3）職業訓練実施支援

中小企業事業主	中小企業事業主以外
訓練実施にかかる委託費用 × 2/3の額（上限30万円）	

※詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

